

四川農村における老親扶養の諸形態

蕭 紅燕※

解放後(1949年以降)、老親扶養をはじめとする従来の家族観が大きく変容してきた。本稿では、民国期・土地改革・大躍進・文化大革命・改革開放以来の各時期と関連させて、かわりつつある伝統的な家族のあり方に、生産責任制の導入がどのような影響をおよぼしているのかということについて、具体例を通して考察したい。本調査は中国の西南地域、長江上流域に位置する四川東部農村豊都県の1村落(世帯数413戸、人口約1,355名。1995年3月末現在)でのフィールドワークをふまえて、分家₁・婚姻習俗との関連で老親扶養の実態及びその変遷を検討し、さらに養老パターンの現状を横軸、世帯構成の変遷(1949-1995年)を縦軸に、家族居住形態の変化の地域性についての探索も試みようとする。

一、調査地における現在の養老パターン

それでは、中国の西南地域、長江上流域に位置する四川農村の場合はどんな養老形態がとられているのであろうか。四川東部豊都県での調査データに基づいて検討することとしよう。まず、四川省社会科学院社会学研究所による四川農村でのサンプル調査の結果である『四川省農村家庭調査資料集』(1986)を参考にし、豊都県の事例を交えながら、老親扶養の現状をみることにしよう。

表1。「老親扶養のパターン」では、四川省各地の農村(10県)における老親扶養の形態を示した。地域の選定は、異なる地形条件・収入の地域を選び、農村の社会経済の発達と農村家族の在り方の変化との相関関係を考察しようとした。調査の実施時期は1984年2月から10月にかけて行なわれ、それぞれの地域の経済状況は1983年、つまり生産責任制の導入後まもない頃のものである。

そのなかで、同じ涪陵地区に所属する南川県は、地理的にわたしの調査地豊都県にもっとも近いものである。しかしながら、一口に老親と言っても、年齢層・配偶者の存否・未婚の兄弟の有無などのような要件の情報が欠けているため、正確にはこうした地域における老親扶養の実情をどの程度反映しているのか、信憑性がそれほど高くはないと考える。それでも、ある程度の方向性が見つかめると思われ、表の一部を引用させてもらった。

表に示された老親扶養のパターン(5)は、地域によっては、半数近くを占めるところもあり、おそらく親夫婦が未婚の子供を連れて暮らすという事例も含まれるものと想像する。あるいは、親が比較的若い場合と思われる。地域差があろうが、全体的にやはり(1)から(3)の3つが割と

※民族学振興会特別研究員

表1 老親扶養のパターン 単位：%

内容/県名	広 漢	什 涪	富 順	樂 山	万 源	南 川	南 江	蓬 溪	簡 陽	計	「専業戸」個人 経営の農家
	西 部	西 部	西 南	南 部	北 部	東 南	北 部	中 部	中 部		
(1)「代耕」両親の田畑は息子たちが耕作，親に食糧を提供	13.97	18.52	26.15	15.69	6.19	10.00	7.79	29.66	20.34	16.75	18.28
(2)両親が別に居を構え、「銭糧」生活費・食糧は子女に頼る	38.24	21.48	13.85	13.73	7.96	8.46	12.99	29.66	32.20	20.02	21.51
(3)両親が子女の1人の家に同居し他の子女も一定の「銭糧」を親に提供	24.26	25.19	34.62	33.33	23.01	15.38	36.36	19.49	33.90	25.92	17.20
(4)両親が複数の子女の家を順繰りして同居	16.18	2.96	3.85	1.96	0.88	4.62	0	8.47	1.69	5.27	8.60
(5)「各管各」親子の関係なく各自が自分の生活を賄う	5.15	16.30	20.00	33.33	29.20	50.77	38.96	9.32	11.86	23.08	23.66
(6)その他	2.21	15.56	1.54	1.96	32.74	10.77	3.90	3.39	0	8.96	10.75

注：この表は四川省社会科学院社会学研究所編『四川省農村家庭調査資料集』に基づいて作成したものである。県名の下欄では、それぞれ四川省内の地理的位置を示しており、距離的にみて、本調査地豊都県にもっとも近いのは、同じ涪陵地区に所属する南川県である。

よくみられるパターンだと見てよかろう。この3つとも労働能力を失い、かなり年取った両親の場合である。

つまり、(1)「代耕」においては、両親が世帯構成の上で2人家族だが、実際には両親が請け負った田畑は、息子たちが替わって耕作し、そこで採れた食糧を親に提供するというものである。豊都県でもよくあるパターンである。しかし、このパターンでは、老親の居住形態を明示していないので、(2)の場合と一体どこが違うのか、はっきりしない。

(2)「老人独居，由子女供銭糧」においては、両親が別に居を構え、生活費・食糧は子女に頼る。豊都県にもよく見かけられるものだが、両親の労働能力の衰えぬうちは、事実、子供世代の実質的な援助が望めないと言ってもよい。(1)と(2)のいずれにしても、子供世代と同居するより、このほうが余程気楽なのは確かである。

(3)両親が子女の1人の家に同居し、他の子女も一定の生活費か食糧を親に援助する。これもよくある話である。均分相続が大原則だから、いくら両親の老後の面倒をみても、他の兄弟と比べると、その分だけ余分に父母の財産を相続できるわけでもない。ならば、老親扶養による負担は特定の1人の息子夫婦にかかり、他の兄弟からも相応の援助をもらわないと、年よりの2人を引き取りたがらないという状況であろう。

(4)の如く、両親が複数の子女の家を順繰りに同居するという形の養老は、やはりそれほど多

くはないようである。南江県での調査のように、1例もない地域もある。複数の息子たちにとって、「平等」に父母の世話をしたつもりであろうが、年寄りには、きわめて不安定な生活を強いられることとなり、望ましいとはいいがたい。

そのほか、「専業戸」個人経営の農家、たとえば「菜農」野菜栽培を専門に営む農家、ニワトリ・アヒルの飼育を専門にするような農家は、その生産規模の必要から、普通の農家より、親子・兄弟同士をはじめ、家族の連帯感が強くなるのはむしろ当然であろう。したがって、家族構成・老親扶養の面にもその違いがある程度現われてくると思われて、取り立てて別に示した所以だと考える。

四川省各地の農村での調査によると、分家をする主な原因は以下の通りである。

- (1) 「子女成人応自立門戸」。つまり、子女が成人すれば、別に居を構えるべきである。
- (2) 「兄弟大了応各過各」。男兄弟が大きくなれば、それぞれの生活があるべきである。
- (3) 「妯娌」兄弟の妻たちの不和。
- (4) 嫁姑の不和。
- (5) 養老による意見の不一致。
- (6) 経済的な問題によるいさかい。
- (7) その他₂。

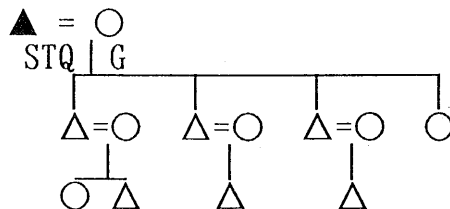
分家のきっかけは、たとえば、ごはんの炊き加減や起床・就寝時間など、親世代と子世代との間の小さなズレなどをはじめ、さまざまである。しかし、ここで主な理由として取り上げられたものは、内田智雄氏の華北農村研究とほぼ一致している₃。理由は以上のほか、もっといろいろとあるはずである。些細なことでも、分家を決心させる遠因として考えられよう。

さて、四川省農村の老親扶養をふまえて、調査地の老親扶養の実情を検討することにしよう。老親扶養の形態を、まず両親ともに健在の場合と片親の場合とに大別し、さらに細かく分類すれば、少なくとも以下の13種類があげられる。

1. 両親がともに健在の場合

(1) 両親が複数の息子夫婦及び未婚の子どもと暮らし、いわゆる大家族の形態を保っている。

(▲は家長を示す。1995年3月末まで)



筆者の調査した集落においては、表2と表3のように、3世代で暮らす事例が比較的少ない。同じ村内の他の6集落からみても、その他の親族世帯で暮らしている家族は、5、6人家族がもつ

とも多い。なかには、家族成員が7、8人の事例もあるが、たいがい親夫婦と子夫婦からなる世帯であり、2組以上の息子夫婦が親と同居するような事例が見あたらない。ところが、隣村には上記の図のように13人家族（1995年3月末まで）がいて、地元では、何かと引合いにされるのである。

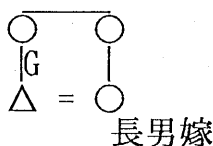
これはS姓の家で、解放前、家長STQ（60歳代前半）の父親は白沙沱保⁴の保長であった。1970年代の後半に、長男の嫁を迎えたが、その後次男と3男が相次いで結婚し、さらに1996年には末娘も嫁いだ。17、18年にわたって、大家族の居住形態を維持している。長男は運搬のアルバイト、次男は「泥水匠」左官、3男も日雇のアルバイトをして生計を立てる。だが、収支は金額の多少を問わず、家長であるSTQが「開支」金銭の管理にあたる。アルバイトで得た息子たちの収入の大半は家長に渡されなければならず、残りの部分は息子夫婦の裁量にまかせる。家では、養蚕・野菜栽培・野菜売りを家長夫婦と息子の嫁たちが力をあわせてやっている。家長は孫たちの教育費・農業税をはじめとする各種の税金・農業生産面の必要経費を捻出し、なるべく3人の息子夫婦を平等に扱おうと努めている。

この家では、「要要大家都要，做活大家都做」という雰囲気である。つまり、遊ぶ時はみんなが遊び、働く時はみんなが働く。周囲の家からみれば、この家の親子・嫁姑・「妯娌」兄弟の妻たちの関係は珍しく良好であるように見えて、大家族が成り立つ要因として、家長の管理の良さ、経済的に裕福であることが村人の誰もが認めるところである。

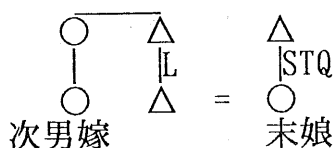
このような大家族が成り立つ要因として、2点あげられよう。(1)家長が息子たちを比較的公平に扱い、家事の割りふりや収入の配分が申し分のないこと。(2)息子の嫁たちが相対的に仲がよいこと。ここで注目すべきなのは、図②のように、長男の嫁は家長の妻Gの姉妹の娘であり、つまり、「姨表婚」イトコ婚である。3男の嫁は隣村の出身者で、実家まで徒歩わずか15分の距離に過ぎない。そして、図③のように、末娘の夫は次男嫁とは「姑表子妹」というイトコの間柄である。

血縁・地縁関係の緊密さは、一方においては、息子の妻たちを仲よくさせるのに一役買っているものと思われる。あと3、4年すれば、娘を嫁がせるであろう長男夫婦にとっては、親との分家は望まれない。しかし、まだ子どもの小さい次男と3男の嫁はやはり分家を望んでいる。分家すること自体は避けて通らぬもので、おそらく長男の娘が嫁に行ってから、息子夫婦たちが親夫婦と分家することになると推測できる。S家の「親家」姻戚である次男嫁の父から、家長のSTQには、もはや分家の草案ができたと同った。分家する際、3組の息子夫婦のうち、どれかが年老いた親夫婦と同居することになるかもしれない。いずれにしても、十数年続いた大家族の形態が崩れ、いくつかの核家族に分解してゆくことは時間の問題であろう。大家族という居住形態が長続きしないのは、一つには経済的な要因があるが、もう一つ見逃してはならないのは、伝統的な家族というものに対する世代を越えた村人の意識の変化である。

②



③



(2)両親が未婚の子供を引き連れて、すでに嫁をもらった息子とは別に世帯を構える。

調査地の居住形態をみると、これは一般的なものである。先に結婚した兄と兄嫁にとって、未婚の兄弟を結婚させるのは父母の責任であって、自分たちは年少の兄弟の面倒をみるという負担は背負いたくないという気持ちであろう。実際、結婚後まもなく夫の両親と分家してしまったケースには、夫に未婚の兄弟がいることはほとんどではないだろうか。未婚の子供と暮らす両親は、高齢者も一部いるだろうが、まだ現役で農業を営む力のある場合が多い。やがてすべての子供をかたづければ、(3)のようになるか、あるいは子供世代との同居が考えられよう。

(3)両親だけで暮らし、息子たちから何の援助も受けずに、老夫婦2人で自給自足の生活を送る。

この場合は、成人した子供がすべて所帯持ちとなり、親としての役目を果たした両親の自活をいう。子供を結婚させ、高齢者となり、やがて農業をやるための労働能力を失うまでの期間である。つまり、もっと年を取ると、子供世代と同居するか、あるいは世帯構成の上で独立しているものの、生活は次の(4)の如く、何らかの形で子供世代の援助を受けることになることが想像できよう。このパターンは、あくまで両親が元気で農業をやる間に続けられるものであり、片方が亡くなると、2の(2)の如く、息子夫婦との同居に転じる可能性が大きくなる。

(4)「種田分管」。

世帯構成の上では両親だけで暮らすが、その「責任田」請負田畑については、息子たちが分散して耕し、老親扶養の義務を果たす。これは表1の(1)と同様である。この場合は、親が重労働に堪えられなくなったため、田畑の仕事は息子夫婦にまかせ、必要な食糧だけしかもらえないのが普通である。調査地の事例によると、2人の息子から毎年食糧数百斤（1斤は0.5キロ）をもらうほか、現金のほうはわずか5元か10元に止まっている⁵⁵。このすずめの涙くらいの金額だと、生活費というよりは、小づかいにもならない。したがって、孝行な娘がいなければ、継ぎはぎだらけの服を身に纏うのがよく見られる⁵⁶。

(5)両親が複数の息子たちのうち、だれか1人の家に同居し⁷、その息子夫婦の世話になる。

これは表1の(3)に近い形である。ただし、他の兄弟からの援助がもらえるのとももらえない場合がある。

(6)両親がたった1人の息子、あるいは末息子の家に同居する。

いわゆる「幺児養老」末子養老の慣習

分家後、複数の息子がいる場合、親がどの子と同居することになるのだろうか。この点については、かなり地域性があるように思われる。北京生まれの筆者にとって、華北では、長男が親の面倒をみるのが当たり前と思いきや、内田氏の研究によると、必ずしもそうではないという⁸⁰。

そして、「分家後父母が、兄弟のいずれと同居するかということは、いろいろな条件に応じて一定していないが、しからばそこには全然一般的な傾向は存しないかということでもない。」

華北農村での聞き取り調査によれば、末子と一緒に暮らすのが多いという。その理由として、「末子が一番年齢が若いから」「父母が末子を一番に愛するから」が挙げられた。

親が末子との同居を望む理由を、内田氏はこのように分析した。「末子が未婚である場合には、父母は嫁という他人を交えずに生活するという安易さがあり、……他方また末子としては、一家を経営していく上からもまた社会生活上からも、さらにまた農業経営の上からも、父母の援助や指導を得ることができるのみならず、また衣食その他の日常生活上の不便もまた寂寥も、父母とくに母と同居することによって大いに緩和されるわけである。故にこの意味では分家後の父母の生活は、未婚の末子とともにするのが、人情の上からもまた実際的にも多いということができると思われる。……とにかく長男や末子を避けて特に次男・三男と同居する場合には、必ずやそこに何等か特殊な家庭事情が存するものとみて大過はない。」

しかし、親の老後の面倒をみたからといって、ほかの兄弟に比べてその息子が余計に財産をもらえるかどうか。中国の均分相続の原則によると、「父母の死後における養老地の取得権は、他の兄弟と均等一様であるとされる。すなわち父母が分家股のいずれと同居していたとしても、養老地の承継や取得は、生前同居していたことによって格別の特権はないとせられる。換言すれば養老地は、父母の『生養』生前の養いを賄い、また死後の『死葬』の費を辨じ得てのちなお残余ありとすれば、それは父母が分家股のいずれと同居せるかにかかわらず、分家当事者すべての均分の対象とされることとなっている。」⁹

調査地では、「幺児養老」という表現がよく聞かされる。幺とは末っ子の意の四川語で、つまり、末息子による老親扶養が普通だという。また、現地の人々はよく「皇帝愛長子、百姓愛幺児」なる言葉を口にする。つまり、皇帝は跡継ぎになる長男を大事にするが、百姓は老後の面倒をみてくれる末息子が可愛いという意味合いである。事実親と同居しているのは、どちらかといえば、いまでも末っ子のほうが多いように見える。

日本の老親扶養に関して、わたしの知っている限り、東北日本では、長子が家を継ぐのが当たり前と考えられ、たとえ長男がいなくても姉家督なる慣行があったのに対して、西南日本では、末子相続がしきたりである。末子相続の場合、隠居制なる慣行が濃厚に存続されている地域においては、本家を長男に明け渡して、2・3男と同居するという事例が珍しいことではない。長子相続ならば、家を継ぐ以上、長男あるいは姉夫婦が親との同居が多いことが想定できよう。

しかし、均分相続が原則である中国では、地域によっては、長男が親の老後に主な責任をもつこともあれば、四川のように末子が面倒をみる慣行もある。だが、解放後46年たった今日においては、分家と関連する老親扶養の意識も大きく変容してきている。いつの時代でも、「百姓愛玄児」なる気持ちは変わりがないであろうが、果たして各自の「玄児」末息子が親を大事にしてくれるかどうか疑問である。

親にとって、息子がたった1人の場合、当然その息子と同居するだろうと考えがちであるが、必ずしもそうはならない。1人息子も嫁をもらい、子供ができれば、それなりの苦労がある。1949-1995年にかけての3組の家族変動をみると、とくに1980年代以降、分家と「合家」（一旦分家した息子夫婦が再び親と合流する）を何度も繰り返している家が数多くみられる。分家した理由は嫁姑関係・夫の未婚の兄弟の面倒をみたくないなどによるものであろう。一方では、核家族のため、労働力の不足・生産の分業という現実的な問題もまた、「合家」を促す要因にもなる。なかには、よりよく老親扶養をするためということはもちろん考えられる。

3組L家の事例を取り上げてみよう。父（71歳）・母（69歳）・妻・子供2人との6人家族である。世帯主LSW（40歳）はビール工場で運搬のアルバイトをし、妻Y（32歳）は農業のほか、暇をみては野菜売りに町へ行く。収入面からみると、ビール工場での年間収入が3000-4000元。野菜売りは農繁期や家事のため、毎日に行けない。年間100日売りにいくとし、1回につき20元の売上げだとすれば、年間を通して2000元を下らない。働きもののYの場合は、おそらく2000-3000くらいかと推測する¹⁰。しかし、肥料かけ・草取り・「挖地」耕起作業・「打猪草」ブタの餌刈り・炊事・食事の後片付け・洗濯の一部は夫の両親にまかせている。嫁Yはなかなかの働きもので村では評判が高いが、そのせいで老夫婦もさんざん働かされてしまう。まるで「老長年」年より小作みたいでかわいそうだという声も上がっている。この家では、老夫婦、とりわけ姑がいなければ、嫁がそれほど頻繁に野菜売りに行けるはずがないという。

野菜売りのときのL家の1日を見てみよう。冬と夏とでは多少時間のずれがあるが、早朝5時前、姑が起き出して、朝食の用意をはじめ。嫁は6時に、そして息子は6:30に起きる。朝食後、7:00頃から嫁が野菜をかついで町へいき、午後14:00までには帰ってこない。8:00頃、息子がビール工場へ向かい、13:00に一旦昼食に戻り、14:00から夕方17:00-18:00までまたビール工場働く。朝食のあと、姑が食事の後片付けをすませ、ブタに餌をやる。家事が一段落したら、天気良ければ野良仕事に出て、11:00までに昼食の用意に戻ってくる。雨ならば、服のつくろいをしたりする。世武の父はずっと野良仕事。昼食後、姑は食事の後片付けをし、ブタにもう一度餌をやる。そのあと、また野良仕事かブタの餌刈り。LSWの父は農具の修理や野良仕事などにつねに忙殺され、同じ世代の人たちと時おり「擺籠門陣」雑談をかわしたりしていると、あとで決まって息子夫婦に小言を食らう。午後帰ってきた嫁は1人で遅い昼食を済ませると、野菜畑に精を出す。そして、夕飯の支度も後片付けも姑の仕事であり、嫁も時々手伝うことがある。夜はテレビをみなければ、両親は21:00頃（夏場は22:00に寝て、4:00に起きる）に就寝する。年より夫婦にとって、働きとおしの1日であることが明らかである。一方、工場で力仕事

をしている息子は暇をみて、農業を手伝う程度で、時間のかかる細かい作業は、ほとんど老親がこなしている。両親、とくに母親の存在はどれだけ名実ともに大きいものか、おそらく母があゝの世へ旅立つまでは、息子夫婦にとって切実な問題として感じないのであろう。あるいは感じているにもかかわらず、とにかく親が元気で働けるうち、最大限に利用しようとしているのだろうか。

野菜を定期的に売るには、若い世代の労働だけでは無理だということは、いうまでもなく誰にもよく分かっている。3組における年より夫婦のうち、LSWの父母ほど働く者は誰1人いない。つまり、嫁の野菜売りで得た収入のかけには、こうした「縁の下の力持ち」である両親の働きに負うところが大きい。というのは、同じ集落における両親と同居しない嫁にとって、野菜売りにいけば食事の支度ができなくなったり、ブタにも餌をやれなかったり、野良仕事がおろそかになりがちなので、到底無理な話である。しかし、若い世代の収入は金に換算しやすいが、年より夫婦の地味な働きぶりは金にはならない。だが、老いは確実に迫りつつあることは日増しに感じるようになる。ちょっとしたことで父への不満をこぼしたあげく、「あんたが楽をしたかったら、分かれさせてやるよ。裏に空き部屋があるだろう。そこに住んだらどうだ。」とそこまで暴言を吐く息子である。L家の2階建ての家を新築した時も、その両親が汗水流して手伝っていたのである。日ごろから年老いた両親の献身的な働きぶりに対して、一体どう勘定すればよいのであろうか。

LSWは両親にとって、5人息子のうち、生き残った唯一の大事な息子であり、嫁Yは姑とは6親等の親族関係にある。分家にはならないとわたしは考えるが、しかし、息子LSWの親に対する態度から、現在の四川東部農村における老親扶養の厳しい現実を垣間見たような気がした。

(7)両親と未婚の子供が娘夫婦（妻方居住婚の場合）と同居する。

1980年代後半になると、調査地の一部の集落に妻方居住婚が急激に増えはじめた。しかも、息子が2、3人いても、2人の娘がそれでも妻方居住婚をとったという事例もある。明らかにこのような現象は、養老のための手段という従来の観念とはかけ離れたものである¹¹。それでも、ごく一部だが、妻方居住婚でやってきた婿が、妻の両親と未婚の兄弟と同居する事例もある。一方、妻方居住婚の婿が岳父母と折合いが悪く、喧嘩することもよく耳にする。従来、この養老パターンはあくまで息子をもたない老親の場合に限られていた。

調査地において、5人娘を生んだある夫婦は、上の3人を嫁がせた（そのうち2人は同じ集落出身者と結婚）あと、4女と5女のどちらかをそばにおいて、婿を取らせてあげようと考えた。ところが、肝心の2人は父母のそばより、もっと条件の良い嫁ぎ先へ、または気の合った若者と一緒になるのを望んだ。結局、5人の娘はすべて嫁にいき、残されたのは老夫婦のみとなった。この夫婦の老後はいずれ、おそらく同じ集落に嫁いだ上の2人の娘と娘婿が面倒をみることになるだろう。

(8)「輪流管飯」輪番制。

これは華北の農村にも従来からよく見られる慣習である。つまり、年老いた両親が複数の息子たちの家を順繰りにまわり、息子夫婦が食事などの世話をしてくれる。どれくらいの間隔で1軒ずつ回ってゆくのかは一定しておらず、2、3日おきもあれば、4、5日おきで別の息子の家を回るというケースもあるそう¹²。このような養老形態は四川農村でも珍しくなく、「輪伙頭」食事の輪番制、「喫転々飯」回転飯を食うと表現され、表1の(4)にあたる。ただし、わたしが調査地の限られた範囲内での聞き書きによると、このパターンについては聞いていない。

(9)「包干」請負。両親が2人の息子の家に別々に同居する。

このパターンは、はじめわたしの目には非常に奇異に映り、とても常識では理解できぬ行為であった。いくら息子たちの家が隣合わせにあっても、年取った父母を別々の家に引取り、寝食までばらばらにさせるなど、非情なやり方ではないかとも考えた。だが、この養老形態に関して、戦前の華北農村で調査した内田智雄氏も報告している。中国に限らず、竹田旦氏の研究では、隠居分家の盛んな西南日本にもあり、しかもどうも隠居分家の慣行と関連するらしいとのことである¹³。

しかしながら、このような養老形態は中国農村において決して多くはないが、どこの村にも1例ぐらいは見い出されるものとされる。調査地5組張大京夫婦の場合はまさにその好例である。ほかに人和郷蒲池村（調査村3組隆世武の妻楊学蓮の姉の夫R両親）にも1例あった。

一般に、兄弟の仲が比較的良好者に老親扶養の「包干」請負制をとることになりやすいとも言われている。ただ、このパターンは全体的にみて少ないので、言い替えば、老親扶養の請負を実施している兄弟の関係は一般に並みの兄弟よりも、良好な関係にあるということがまず言える。仲が良いからこそ、父母の老後の面倒も均等にみるということになるのではないだろうか。跡継ぎの息子がちょうど2人だから、均分相続の原則によれば、家の財産はもちろん、いっそのこと、父母の「生養」生前の養いと「死葬」死後の葬儀も平等に行なおうではないかという発想からきたものと思われる。

5組ZDJの事例について聞き書きできなかったので、省略しておき、人和郷蒲池村R家の例をみてみよう。R家は、姉（同じ集落に嫁いだ）と弟の3人兄弟である。70歳代の両親は2人の息子の家に別々に同居していた。当然のことだが、父は長男、母は次男の家。つまり、一般に長男より次男の子供が小さいので、同居するついでに、母親にその孫の面倒も見てもらうという考えであろう。こうして長男と次男の家に別々に暮らす父母に対して、それぞれの生活費（たとえば、理髪代とか）・医療費も、原則的に父なら長男が、母なら次男が負担することになっている。いざ世を去れば、やはり同じように父なら長男が喪主、母なら次男が喪主として、葬式の一切がっさいを取り仕切ることとされる。しかし、だからといって、たとえば母が病気になれば、次男にすべてまかせて、長男が少しも金を出さないということではない。ただし、それぞれ責任をもって父か母の老後をみるという趣旨であろう。

他方、年取った両親にとって、分かれて暮らさねばならぬことは辛いですが、隣近所だから、別にたいして苦になるほどのことではないらしい。長男も次男も子供の教育費やらで大変だし、どちらか1人の家に同居し、まとめて面倒をみてもらうには、現実的には息子たちにとって負担が重すぎる。そう考えると、父母はこのような2人の息子による請負養老に対して、反対はしないわけである。ただし、このような養老形態に対する村人一般の評判があまり良くないことは確かである。

2. 片親の場合

(1)片親が息子たちから多少の援助を受けながら、あるいはまったく受けずに1人で暮らす。

3組44世帯のなかで、目下単独世帯で生活しているのは2世帯である。事例1は50歳代の女親で、3人の子供がいる。長男夫婦は町で教職につき、町で暮らしている。次男夫婦は遠く新疆へ出稼ぎに行っており、娘は亡き父の仕事を継ぎ、重慶の水上輸送会社につとめているという彼女は町に住む長男夫婦の家へ週に1度は遊びにいき、月に100元ぐらいの援助を受けている。

もう一つの事例は50代後半の男親だが、長男と娘2人が所帯もちになり、家を出てから、93年まで20歳前の末息子と暮らしていたが、その息子が急に入所することとなり、5年後には釈放される予定というので、それまではどんなに重労働でも、自力で生計を立てるようにしなければならない。長男が嫁を迎える当初、1か月ほど夫の父・未婚の兄弟との同居生活をしてしたが、やがて独立した。その後2人の妹が嫁いで、末の弟が入所して村にいないため、1度親と竈を同じくしたものの、親に家事を何も手伝ってもらえなくて、まもなく元通りになった。

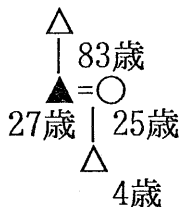
親は電気釜を購入し、1人分の食事を毎日自分でこしらえ、1回炊いて1日三食分のごはんを毎日作らなければならない。経済的には隣の長男夫婦と子供の子3人家族と一体になったほうが楽だが、1人で暮らしているほうがだれに気兼ねすることなく、好きな時間に好きなことができるという気楽さが味わえることは確かである。この男親は3組の青・壮年男性と同じように、まだ現役でビール工場での運搬作業を続けており、あと3年もすれば、末息子が釈放される。そして、嫁を迎えさせるまでは、おそらくこのまま単独世帯を続けてゆくと推測できる。

といっても、普段は長男夫婦と別竈だが、「過年」旧正月・「端午節」・「中秋節」中秋の名月を迎えるこの3大行事のおり、あるいは親族が訪ねてくるような時には、長男夫婦・孫とともに食卓を囲んで久しぶりの「天倫之楽」一家団欒を楽しむことはよくある。親族が遊びにくるような場合、当然長男の嫁が料理番であり、長男の家で招待する。その際、親も呼ばれる。とくに親族が来ないようなときは、ときおり、親が豚肉を料理したものを孫・長男夫婦に振る舞ったりすることもよくある。長男の嫁も呼ばれると、家にある料理や野菜などを持ち込み、一緒に食べる。しかし、分家した以上、原則的には別竈・別財である。そして、親と同じ屋根の下で別々に生計を立てる場合もあれば、隣あわせに住む場合もあり、さらに息子夫婦が家を新築する場合もありうる。

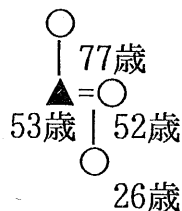
(2)片親が息子夫婦と同居する。

両親のうち、どちらかが先に世を去ると、残された片親を放って置けず、息子夫婦と同居するようになるのが普通である。もしも、子供たちがまだ成人しないうちに、両親のうちのどちらかが亡くなり、片親（父・母をとわず）の手一つで育てられた場合は、なおさらその親の面倒を見る義務が強く感じられよう。実際、調査地3組44世帯の家族構成を分析してみると、その他の親族世帯がわずか6例に止まっている（1994年9月末時点まで）。しかも、2例を除き、4例までは息子夫婦・子供と片親からなる世帯である。事例1-4の系譜図を参照。

事例1 (LZL家)



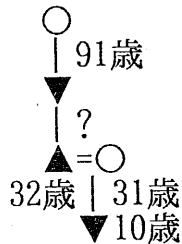
事例2 (CYF家)



事例3 (LPM家)



事例4 (CXP家/▼は村の在住者ではないことを示す)



以上あげた4事例では、事例4のほか、いずれも高齢の男親か女親との同居である。配偶者に先に立たれて、息子以外に頼れる者もそばにいないこうした高齢者には、やはり息子夫婦との同居が一番と思われる。

(3)片親が孫娘夫婦と同居する。

ただし、事例4は事情が少し複雑だ。世帯主CXPの父親は当初は妻方居住婚でこの村にやってきた婚であった。だが、1980年代後半になると、長男夫婦において、夫婦が未婚の子供たちを連れて、町（豊都城）へ移住していった。のちにCXPの高齢の祖母が息子（CXPの父）と同

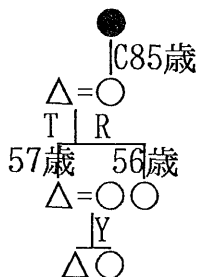
居するようになったものの、80歳代のうち、家事の手伝いなどの軽い労働をまだこなしていた。ところが、年を重ねるにつれて、高齢の身にしては、次第に家事も辛くなった。息子が母の面倒をみるどころか、何かにつけ、高齢の母親をどなりつけたり、ひいては手を出したりするようになった。ちょうどその頃、CXP子がそろそろ幼稚園に上がる年頃だった。農村戸籍のCXP夫婦にとって、1人っ子をどうしても町の良い幼稚園に入れさせてもらいたかった。そのためには、やはり町に家をもつ父の協力が必要だ。そこで、父と「交渉」した結果、孫（CXPの父にとって）の面倒は見ても良いが、そのかわり、祖母（CXPにとって）を引き取ってくれという交換条件で、話がまとまったという。

こうして、本来ならば、経済力も住宅の余裕もあるし、自分の母の面倒は自分でみなければならぬのに、1世代飛ばして孫が祖母の老後をみるということになったのである。これは法律的にはちょっと考えにくいものである¹⁴。CXPの父のこのようなやり方に対して、村人たちは「あんな親不孝な息子をもつおばあちゃんはかわいそうだ。けしからん。けど、孫の面倒は見てもらっているから、ま、しょうがないな。」

一方、CXPの父にとって、自分たち夫婦も60歳代に突入し、この年で90歳近くの母の世話を焼くのは大変なことかもしれない。どうせ面倒をみるなら、年よりの母より可愛い孫を手元に置いておきたい気持ちである。また、CXP夫婦にしては、息子の将来を考えると、息子を父の家に預けさせてもらい、そこから町の子たちと同じように幼稚園・小学校・中学校へと通い続けるしか良い道がない。そのためならば、年よりのおばあちゃんの面倒をみるくらい、辛抱のできぬことではあるまい。どうせ余命は長くはないだろうし。こうして、祖母が孫夫婦と同居生活に入ってから、すでに何年もたっている。時折野菜売りに町へ行く孫嫁の帰りを待ち兼ねて、杖をついて自宅前の村道まで出て、「お腹すいたよ。まだ帰ってこないんだ。」と、通りすがりの者にこぼす。村人からみると、息子夫婦がいるのに、孫夫婦が祖母の面倒をみるというのは、やはり通常なことではなく、おばあさんは不憫でならないように考えられている。

(4)片親が娘夫婦と同居する。

父母の一方が死亡し、他方が息子夫婦ではなく、娘夫婦と同居するという事例は、3組では見当たらない。だが、隣の5組に1例あった。TQL家である。下記の図を参照（●は亡くなった者を示す）。



TQL家では、2年前までは妻の母も同居する8人家族であった。Tは妻Rとは村内婚であり、しかも同じ集落の出身者である。妻には哥と妹がいるが、妹はよそへ嫁ぎ、兄は同じ集落に住んでいる。しかし、この兄は小さい頃から、異姓からもらってきた子で、親とはしっくりいかないので、母はこの息子より、娘の家族との同居を選んだという。兄夫婦には3人息子がいて、上の息子2人はすでに嫁を迎えたが、息子夫婦ともぎくしゃくして、つねに喧嘩が絶えないようだ。そんな状況下では、高齢の母にとっては、住み心地が決して良いはずがない。一方、同じ集落の娘の嫁ぎ先では、その他の親族世帯の大家族ではあるが、家族が穏やかで嫁姑・嫁と小姑との間は些細なことでもめたりもしない。傍からみると、家族同士が仲が良く、「模範的な家庭」とも言える。このケースの老親扶養は、母が息子ではなく、娘夫婦との同居を選んだのは実子ということもあるが、やはり子女の個人的性格による折合が大きなき要因ではないかと思われる。

以上調査地の老親扶養について簡単に触れてみた。分家と老親扶養との関連について、もう少し掘り下げて研究する必要がある。ここで今後の問題点を幾つかあげてみたい。

- (1)事例研究を通して、分家までたどりつくそれぞれの過程とその理由を、農村経済発達の各時期と関連させて検討すること。
- (2)「幺児養老」末子養老の問題。第2章第3節で隆姓の移住史を追った。族譜によると、隆姓が豊都県に定着してから、つねに2、3世代ごとに県内で再移住を繰り返し、その宗族の分節として、現在豊都県内の10数か村に分布している隆姓のそれぞれの分節の始遷祖にどうも末息子が多い。末子養老といわれるこの地域の従来の養老形態をどう考えるべきか、今後は隆姓その他の移住史を通じて、さらなる確認作業を要するであろう。
- (3)息子による老親扶養と娘による老親扶養について、ポスト生産責任制の導入によって、人々の意識はどのように変わってきたのか。村内婚はじめ、通婚圏との関連も考慮に入れるべきではないだろうか。

「没有不孝の女兒，少有孝敬的媳婦兒」親（生みの親に対して）不孝な娘がいないが、親（夫の親に対して）孝行な嫁が少ないという認識は、誰でも持っている。調査地の年寄りたちは、老親扶養の側面において、娘夫婦に頼る点が大きい。折合の悪い息子夫婦と切り分家しても、それほど心細さを感じさせないのは、やはり近く（村内・近隣村）に嫁いだ娘がいて、娘夫婦の助けが頼りになるからにはかならない。

二、世帯構成の変遷（1949-1995年）

いままでは調査地における老親扶養の現状を述べてきたが、次には、調査村1集落の44世帯を中心に、家族の世帯構成およびその歴史の変遷について、さらに検討することとしたい。

1. 世帯構成の現状と変化

まずは表2「世帯構成」をみてみよう。この表は1993年9月末現在のデータにもとづいて作成したもので、今の状況と多少のズレもあろうが、当時の様子を記録するに止まった。43戸のうち、核家族世帯が81.4%、その他の親族世帯が18.6%である。核家族には夫婦と子供世帯がもっとも多い。夫婦世帯のなかには、子供がまだできていない新婚夫婦のほか、老夫婦の2人暮らしが4件である。その他の親族世帯には、夫婦・子供と片親からなる世帯が多く、両親が元気で働けるうちは、たとえ1人息子であろうと、分家して親夫婦と息子夫婦が別々に暮らすことがよく見られる。親もそうなるのを望んでいるように見える。段々と年を重ねていくうちに、両親のうち1人が亡くなり、片親となった場合、息子夫婦との同居に戻るものが通例のようである。のちの調査でさらに単独世帯が2件出てきたが、それはあとで触れることにしよう。

つぎに表3「世代構成と世帯構成」(1995年3月末現在)では、44戸の世帯構成から、その世代深度を示したものである。3世代で生活しているのは、わずか6戸(13.6%)に止まっており、世代深度の大半が1, 2世代の浅いものであることは明らかだ。

さらに、表4で世帯構成の変化パターンを検討してみよう。

ここでは、調査地3組44世帯に対して行った聞き込みを中心に、常住人口登記簿などの人口変動を記録した資料を利用して、1949-1995年までの変遷を追跡する目的で作成したものである。だが、実際に取り上げている事例は計22世帯にとどまり、残りの世帯はほとんど1970年代からつい最近までにかけて、結婚して前者からの分家であるため、ここで取り扱わないことにした。世帯構成の変化パターンを、大きく3つに分類しておいた。

表2 世代構成と世帯構成 (1995年3月末現在)

世代	総数	核家族世帯	単独世帯	その他の親族世帯
総数	44(100.0)	36(81.8)	2(4.5)	6(13.6)
一世代	14(31.8)	12(27.3)	2(4.5)	
二世帯	24(54.5)	24(54.5)		
三世帯	6(13.6)			6(13.6)

表3 世帯類型 (1993年9月末現在)

世帯数	核家族世帯			その他の親族世帯				
	夫婦世帯	夫婦と子供世帯	男親と子供世帯	親夫婦と息子夫婦	夫婦、子供と両親	夫婦、子供と片親	女親と戸主夫婦	戸主、子供と片親
43(戸)	10	24	1	1	1	4	1	1
	35			8				
%	23.3	55.8	2.3	2.3	2.3	9.3	2.3	2.3
	81.4			18.6				

表4 世帯の分類

[清水浩昭：P156 1992.]

1. 夫婦のみの世帯
2. 夫婦と子供からなる世帯
3. 男親と子供からなる世帯
4. 女親と子供からなる世帯
5. 単独世帯
6. その他の親族世帯

(1)

- ① 核家族世帯Uターン型
- ② 単独世帯から核家族世帯への変化型
- ③ その他の親族世帯から核家族世帯への変化型

(2)

- ① 核家族世帯から単独世帯への変化型
- ② その他の親族世帯から単独世帯への変化型

(3)

- ① 核家族世帯からその他の親族世帯への変化型
- ② その他の親族世帯Uターン型

このように区分することができる。その内訳を示すと、(1)の核家族世帯での生活者が14件(63.6%)で、もっとも多く、表3を参照すると、44世帯のうち、36世帯(81.8%)までが核家族世帯になる。I類型のなかにおいて、核家族世帯Uターン型が8件、その他の親族世帯から核家族世帯への変化型が5件とこれに次ぐ。単独世帯から核家族世帯への変化型はわずか1件に過ぎず、むしろ例外的なパターンともいえる。(2)の単独世帯は2件であり、核家族世帯とその他の親族世帯からの変化型がそれぞれ1件ずつである。さらに、(3)その他の親族世帯という類型は6件あり、核家族世帯からの変化型が4件、その他の親族世帯Uターン型が2件である(表4参照)。当然のことだが、これは表3に示した世帯類型と一致している。

2. 家族構成の変化要因

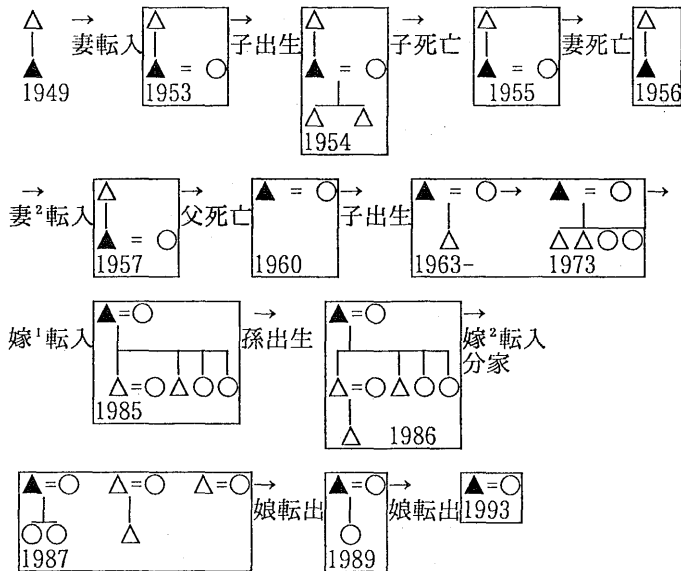
家族人口学の研究者清水浩昭教授によれば、人口学的条件が世帯構成の変化に与えた全体状況を示すと、「死亡・転出・転入(婚入)」(複合要因)と「転入(主に婚入)」・「死亡(主に直系尊属)」(単一要因)が主なものになっている。これを変化の型別に検討すると、「その他の親族

世帯から核家族世帯への変化型」は、「死亡（主に直系尊属）」によって変化したものが支配的である。つぎに、「核家族世帯から単独世帯への変化型」は、その変化を促した理由は「転出」である。さらに、「その他の親族世帯Uターン型」をみると、「死亡・転出および転入（婚入）」による変化が圧倒的多数を占めている。また、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、「転入（主に婚入）」によっていることになる¹⁵。

以上のような見解は、昭和30年から60年までの期間にわたるデータを、厚生省人口問題研究所がまとめたものに基づいて導きだされた結論である（昭和61年）。つまり、日本各地の農村の地域的特徴を念頭に置きながら、高齢化社会と家族構造の地域性に関する研究の集大成であると言える。

ところが、このような家族人口学的な手法は、中国の農村家族を分析する場合にも適用しうるものであろうか。1949年以後、つまり、新中国の誕生から今日にかけて、46年の歳月を経てきた中国の農村の家族構成に影響する要因としては、決して単なる人口変動や文化伝統ではなかった。通常的人口変動および文化伝統も、長い間政治的要素に左右されざるを得ぬという状況下に置かれてきたからである。それでは、1949-1995年の間、政治的・経済的要素が、四川東部の農村にどのような影響を与えてきたのか。以下は、調査地の1集落の事例研究を通して、さまざまな人為的要因も含め、家族構成をどう変化させたのか、その変遷の軌跡を追いながら個別に考察し、検証することとしたい。

事例1 (L家) 核家族世帯Uターン型

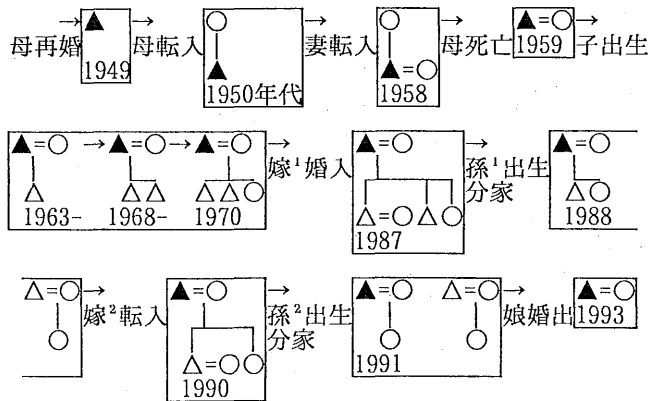


核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族
 (1949) (1953) (1956) (1957) (1960) (1985) (1987)

事例1 (階級区分：貧農₁₆)において、1949年時点では、世帯主(17歳)とその父の「核家族世帯」(男親と子供)であったが、1953年に妻を迎えることで「その他の親族世帯」となった。その後子供が生まれて、子・妻の死亡をもって1956年には、再び「核家族世帯」(男親と子供)に戻った。1957年、2度目の妻が転入することで「その他の親族世帯」となり、1960年、父の死により「核家族世帯」(夫婦のみ)になった。1963年長男が生まれ、夫婦と子供からなる世帯になったが、その後数人の子供が生まれても、この世帯構成は変わることはなかった。そして1985年、長男の嫁が転入することにより、「その他の親族世帯」となった。1986年、初孫ができて、1987年、次男の嫁を迎えるに際して、分家し、長男夫婦・次男夫婦が別居を構えるようになり、「核家族世帯」(夫婦と子供)に変わった。さらに1989年、長女が婚出、そして、1993年、次女の婚出をもって夫婦のみの世帯となった。

この事例では、世帯主は2度結婚したため、家族構成の変化が少々激しかったようにも思われる。妻・嫁の婚入が核家族世帯からその他の親族世帯へ変化させた要因が明らかである。その他の親族世帯から核家族世帯への変化は、父の死亡によるものであった。そして、長男の嫁が婚入して、孫ができてからも同居を続けていたのが、次男の嫁を迎える時点をもって、長男・次男を一度に分家させ、その他の親族世帯から3つの核家族世帯に変わったのが、この事例の特徴である。

事例2 (D家・「雇農」雇われ百姓) 単独世帯から核家族世帯への変化型



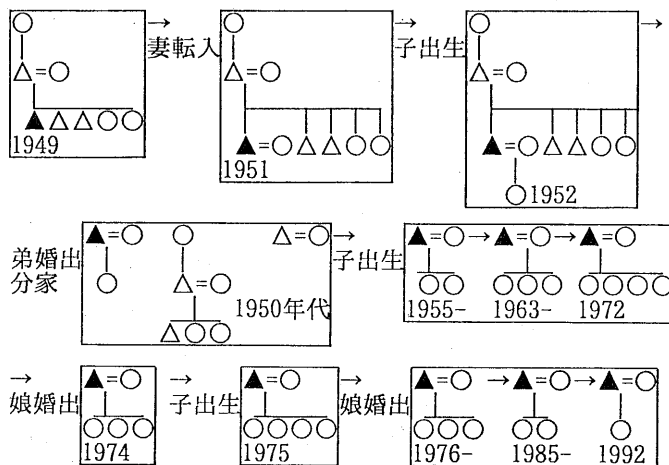
単 独→核 家 族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族
 (1949) (1950年代) (1958) (1959) (1987) (1988) (1990) (1991)

1949年時点では、まだ40歳の母が弱冠16歳である世帯主を置いて再婚し、杜家は「単独世帯」になった。だが、1951年に土地改革が行われたおり、田畑がもらえるというので、母親が婚家から引き上げてきて、息子に老後を託し、「核家族世帯」(戸主と女親)となった。1958年、妻の婚入により一旦「その他の親族世帯」になったが、1959年母の死で再び「核家族世帯」(夫婦のみ)

に変わった。その後3人の子をもうけたが、核家族がそのまま続いた。そして1987年、長男の嫁が婚入し、一旦「その他の親族世帯」に変化した。翌年1988年長男の子の出生、「送飯」出生祝い¹⁷をもって長男夫婦が分家し出ていく。1990年、次男の嫁を迎えると長男の嫁と同じパターンを繰り返し、「その他の親族世帯」となったのが、翌年1991年、子の出生・「送飯」出生祝いが済むやいなや、さっそく分家し、「核家族世帯」(夫婦と子供)となった。1993年、末娘の婚出をもって夫婦のみとなった。

事例2のような単独世帯から核家族世帯への変化型はわずか1例に過ぎない。だが、このケースに現われている長男・次男の分家時期は、非常に象徴的なものである。つまり、結婚時はいちおう親夫婦・未婚の兄弟たちとの同居生活に甘んじるが、長くて1年間と続かない。その間に子ができて、その子の誕生を祝ってからさっさと別居を構えるというパターンである。これは農村におけるポスト生産責任制の導入(1980年代)に入ってからの変化といえよう。親夫婦・未婚の兄弟と一緒に暮らしていると、結婚した息子が「作不了主」家長にもなれず、万事親たちの判断を待たなければならない。嫁からみれば、姑や小姑に小言をいわれるのも面白くない。もっとも大きな理由は、結婚までこぎつけるのに、未婚の兄弟の世話を焼きたくないということが決定的な要因であるように思われる。未婚の兄弟から逃れるには、結婚当初から分家することも考えられるが、嫁が義父母・義理の兄弟との関係が比較的良好ならば、結婚後、すぐに分かれるという必要もない。なかには、事例1のように、次男の嫁を迎える段階となると、嫁2人では、絶対うまくいくはずがないと確信する親が、面倒ないざこざが起きる前に、いっそのこと、次男の結婚でもって、長男夫婦・次男夫婦を1度に分家させた場合もある。いわば不愉快なことを未然に防ぐとでも言える親の知恵であろうか。

事例3 (RGH・「佃中農」小作中農) その他の親族世帯から核家族世帯への変化型

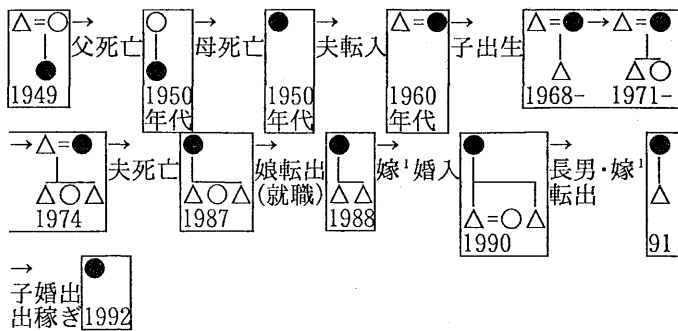


その他→核家族
(1949) (1950年代)

事例3では、1949年時点での「その他の親族世帯」が、世帯主が19歳で妻を迎え、子ができてからも変わることなく続いた。だが、1950年代、第1の結婚を契機に分家し、世帯主・弟1・親夫婦・未婚の兄弟と祖母という3つの家族となった。世帯主の家はその後5人の娘が生まれ、婚出してもずっと「核家族世帯」のままである。この事例においては、生き残った子供は5人とも娘であるため、成人してから次からつぎへと婚出していくにつれて、核家族の規模が次第に小さくなっていく。そして、最後に末娘の婚出をもって、夫婦のみになる可能性が大きい。

しかし、この事例のように、娘しかいない親にとって、その老後の面倒という意味から、本来ならば娘の1人に「招呼上門」妻方居住婚として、婿をとらせることができるはずである。そうなれば、婿の婚入により再び「その他の親族世帯」に戻ることが可能である。あるいは、婿が来ても娘夫婦が分家して、親夫婦と別々な「核家族世帯」で暮らし、娘の両親のどちらかの死亡によって、取り残された片親が娘夫婦と合流し、「その他の親族世帯」となるということが考えられよう。

事例4 (LSB家・貧農) 核家族世帯から単身世帯への変化型

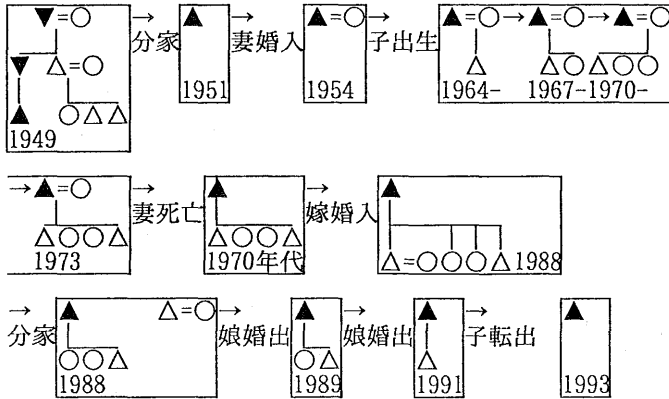


核家族→単 独→ 核家族→ その他→核家族→単独
 (1949) (1950年代) (1960年代) (1990) (1991) (1992)

事例4では、1949年時点は図に示した世帯主は6歳、「核家族世帯」(夫婦と子供)であったが、1950年代に、父・母が相次いで亡くなったため、ついに「単身世帯」となった。さらに、1960年代に江蘇省徐州出身で、長江水上輸送会社に勤務する夫の婚入によって、「核家族世帯」(夫婦のみ)に戻った。さらに子の出生・夫の事故死・娘の「接班4」就職(重慶長江輪船公司)による転出などを経ても、ずっと「核家族世帯」のままであった。1990年、長男の嫁が婚入することにより、はじめて「その他の親族世帯」に変わった。だが、翌年1991年になると、教師をしている長男夫婦は町へ転出し、また「核家族世帯」(女親と子ども)に逆戻りした。1992年、18歳の末息子が出稼ぎで「農遷農5」により、新疆ウイグル族自治区未泉県へ一旦転出し、また戻ってきて、さらに同じ3組の娘と結婚して2人そろって転出したため、「単身世帯」となった。

事例5 (W家・貧農) その他の親族世帯から単独世帯への変化型

(▼は1949年時点, すでに亡くなった者を示す)

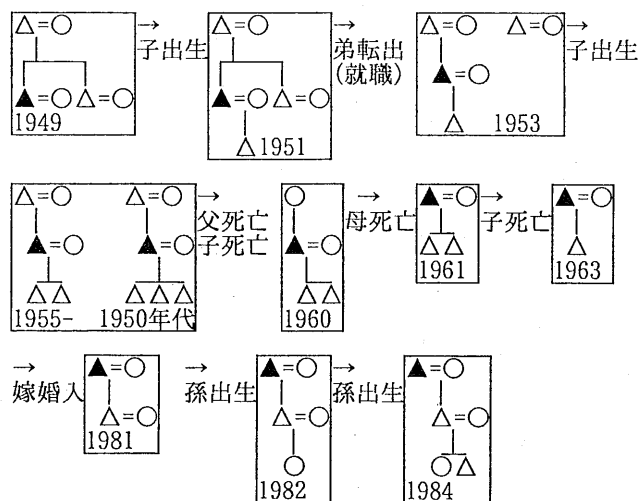


その他→単独→ 核家族→ その他→ 核家族→ 単独
 (1949) (1951) (1954) (1988) (1988) (1993)

事例5では、1949年時点では、12歳のWYXが両親に死なれて、オジの家に居候し、7人家族の「その他の親族世帯」で暮らしていた。1951年、農村で土地改革がはじまり、土地・農具などその他の財産により、農村における階級区分も行われた。オジの家は「小土地出租」小規模な土地貸出しであるのを恐れて、14歳の王は自分の家は貧農だと言って、1人独立して「単独世帯」になった。1954年、17歳で妻を迎え、「核家族世帯」(夫婦のみ)となり、1964年、子の出生により夫婦と子供からなる世帯となった。1970年代、妻の死亡で男親と子供世帯になったが、長男が嫁を迎える1988年まではずっと核家族世帯のままである。1988年、長男の嫁が婚入し、一時は「その他の親族世帯」となったが、未婚の夫の妹・弟たちが怠け者で働こうとしないのを見かねて、嫁の提案で分家し、再び「核家族世帯」(男親と子供からなる世帯)に戻った。1989年と1991年、2人の娘がそれぞれ婚出し、世帯主と末っ子が残されたが、1993年になると、この息子はあるトラブルに巻き込まれて、刑務所に入る(5年後に釈放される)こととなり、再び「単独世帯」になった。

この事例では、息子の入所は偶発事件である。もし入所するようなことがなければ、おそらく嫁を迎えることによって、息子夫婦と同居し、「その他の親族世帯」になるか、または分家して世帯主だけの1人暮らしで「単独世帯」になるかという両者択一的な選択が考えられる。

事例6 (LSW家・「自耕中農」小作中農) その他の親族世帯Uターン型



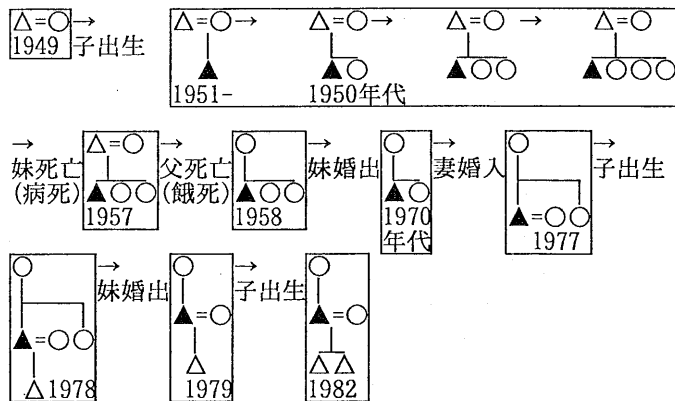
その他→核家族→その他

(1949) (1961) (1981)

現時点の世帯主LSWの父親LXWは、1949年時点では、25歳であり、妻との間に2子をもうけたが、いずれも病気で亡くしてしまった。当時は弟夫婦・両親と「その他の親族世帯」で生活していた。1951年に子が生まれ、1953年、弟夫婦が転出（西安への就職）し、その後、さらに子が生まれ、1960年に父が死亡（餓死）、翌年の1961年に母が亡くなる（餓死）まで「その他の親族世帯」の家族構成がつづいた。1963年、3男が事故死、1981年に生き残った唯一の4男である隆世武の嫁が婚入してくるまで、ずっと「核家族世帯」（夫婦と子供）であった。嫁の婚入により「その他の親族世帯」となり、2人の子供ができ今日に至っている。

その他の親族世帯Uターン型はほかにもう1例あり、やはり同じL姓である。1949年までは2軒とも、20余石6の土地をもち、足りない部分は地主から土地を借りて小作して生計をたてていた。自分の土地と農具を持っていたことは、ある程度経済力があり、「その他の親族世帯」のような大家族を維持できるほどの力があつた。言い換えれば、その他の親族世帯Uターン型は、解放前までに比較的裕福な家庭に見られるパターンではないかと思われる。事例3R家も、1949年時点の8人家族から1950年代にかけて、下の弟が結婚するまでは10人家族で生活していたが、これも「佃中農」小作中農だから、大家族の暮らしを維持し得たと思う。ほかに事例5においては、1949年時点でWYXがオジの家で暮らしていたが、7人家族であった。「小土地出租」小規模な土地貸出しというオジの家の経済的基盤がなければ、とても考えられないことである。貧しい家だと、経済力の無さにより、その他の親族世帯を形成しにくいという点がまず指摘できよう。

事例7 (RGS家・貧農) 核家族世帯からその他の親族世帯への変化型



核家族→その他
(1949) (1977)

事例7では、現時点の世帯主RGSの祖父母が1940年代前半にすでに亡くなった。貧乏なRGSの両親を結婚させたのは、父の長兄であった。1949年時点は「核家族世帯」(夫婦のみ)であり、その後4人の子供が生まれた。1人が亡くなり、さらに父の死亡・1人の妹の婚出を経て、28年間にわたって、「核家族世帯」を維持したままであった。そして、1977年になると、世帯主が妻を迎えることにより、「その他の親族世帯」となった。さらに子供が生まれ、妹が婚出し、家族成員の増減があっても、「その他の親族世帯」にあることは変わらなかった。

この事例は「核家族世帯」から「その他の親族世帯」へ変化する典型的なパターンともいえる。つまり、両親ともに元気で健在していれば、婚入してくる嫁と長い同居生活がちょっと考えにくい。たとえ1人っ子的場合も同様だ。だが、片親の場合は、様子がいくらか異なってくる。ほかには頼りになる者がいなくて、「跟到兒子」息子夫婦と同居する可能性がより大きくなっていくからである。

以上は22事例のなかから、7例を取り上げて、それぞれの変化パターンの特徴をひとまず検討してみた。さて、表5「世帯構成の変化パターンに示した7つのパターンに沿って、22事例をざっと見てみよう。

(1)核家族世帯 (14例)

①核家族世帯Uターン型 (8例)

事例1 (LGF家/貧農)

核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族

1949 1953 1956 1957 1960 1985 1987

表5 世帯構成の変化パターン

変化のパターン	総数22(100.0)
I. 小計	14(63.6)
(1)核家族世帯Uターン型	8
(2)単独世帯から核家族世帯への変化型	1
(3)その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	5
II. 小計	2(9.1)
(1)核家族世帯から単独世帯への変化型	1
(2)その他の親族世帯から単独世帯への変化型	1
III. 小計	6(27.3)
(1)その他の親族世帯Uターン型	2
(2)核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	4

事例2 (A家/貧農/1957年他郷からの転入者)

核家族→その他→核家族→その他→核家族

1949 1974 1974 1993 1993

事例3 (RYG家/「佃中農」小作中農/民国期5組に在住)

核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族

1949 1970 1974 1986 1988 1990 1993

事例4 (CDY家/佃中農/民国期4組に在住)

核家族→その他→核家族 →その他→核家族

1949 1961 1970年代 1986 1992

事例5 (Z家/「雇農」雇われ百姓/民国期他郷からの転入者) 核家族→その他→核家族

1949 1978 1979

事例6 (LPM家/職員/民国期他地域からの転入者)

核家族→その他→核家族→その他→核家族

1949 1968 1969 1979 1984

事例7 (LMX家/貧農)

核家族→その他 →核家族

1949 1950年代 1992

事例8 (LPL家/事例6PMの弟)

核家族→その他→核家族

1949 1967 1969

②単独世帯から核家族世帯への変化型 (1例)

事例 (D家/「雇農」雇われ百姓)

単独→核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族

1949 1950年代 1958 1959 1987 1988 1990 1991

その他の親族世帯から核家族世帯への変化型 (5例)

事例1 (S家/貧農/他郷からの婚入者)

その他→核家族→その他→核家族

1949 1957 1973 1991

事例2 (WZQ家/「小土地出租」小規模な土地貸出し/他郷からの転入者)

その他→核家族 →その他 →核家族

1949 1950年代 1960年代 1968

事例3 (RGY家/「佃中農」小作中農)

その他→核家族

1949 1950年代

事例4 (RGH家/事例3GYの兄)

その他→核家族

1949 1950年代

事例5 (RGX家/事例3・4GYとGHの弟)

その他→核家族→その他→核家族

1949 1957 1963 1983

(2)単独世帯 (2例)

①核家族世帯から単独世帯への変化型 (1例)

事例 (LSB家/貧農)

核家族→単独 →核家族 →その他→核家族→単独

1949 1950年代 1960年代 1990 1991 1992

②その他の親族世帯から単独世帯への変化型（1例）

事例（WYX家/貧農/他郷からの転入者）

その他→単独→核家族→その他→核家族→単独

1949 1951 1954 1988 1988 1993

(3)その他の親族世帯（6例）

①その他の親族世帯Uターン型（2例）

事例1（LZL家/貧農）

その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他

1949 1952 1981 1981 1987 1989 1990

事例2（LSW家/小作中農）

その他→核家族→その他

1949 1961 1981

②核家族世帯からその他の親族世帯への変化型（4例）

事例1（RGS家/貧農）

核家族→その他

1949 1977

事例2（LMZ家/貧農）

核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他

1949 1950 1959 1985 1987 1989 1990 1993

事例3（C家/貧農？/他郷からの婚入者）

核家族→その他→核家族 →その他 →核家族→その他

1949 1958 1960年代 1980年代 1986 1989

事例4（CTH家/「雇農」雇われ百姓/2組からの転入者）

核家族→その他→核家族→その他→核家族→その他

1949 1955 1959 1986 1987 1994

以上のように、1949-1995年にかけて、46年間における3組22事例の家族構成の変化の軌跡を取り上げてみた。(1)①事例5事例7事例8③事例3事例4(3)①事例2②事例1を除いて、46年にわたって、激しい家族構成の変化をみせた事例が過半数を占めている。家族変動のもっとも大

きい場合は、46年間を通して家族構成が7、8回変化した事例である。こうした事例から得た結論は以下の通りである。

(1) 清水教授が指摘されたように、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型は、死亡（主に直系尊属）によって変化したものが支配的である。」四川東部農村の場合も確かにその通りだが、ただし、1950年代後半-1960年代初頭にかけて、亡くなった年寄が目立つ。死因は栄養不良による病気がほとんどで、村人はこの時期に死んだ人を「餓死」と見ているのである。これはちょうど中国農村における土地所有の改革に着手し、大躍進期、つまり、初級合作社から高級合作社へ転換する人民公社化が盛んに提唱されていた時期と重なっていることが注目される。大躍進運動により、農村における青・壮年労働力がみな「大煉鋼鉄²¹」に駆り出され、農業がほったらかしのままであった。それに加えて、1960年から3年連続した自然災害が発生し、食糧不足のせいで、大勢の死者が出た。いわば、このような人災・天災がある程度、その他の親族世帯から核家族世帯への変化を加速することになったといえよう。

(2) 「核家族世帯から単独世帯への変化型は、その変化を促した理由は転出である。」この点についても、まったく同様の感がある。22事例のなかで、1950年代後半に親の死亡により、1人残された事例もあるが、これはあくまで例外であり、転出による変化が決定的な要因といえる。1980年代に入ってから、都市・農村部の経済改革の深化につれて、農村人口の移動に対する規制が緩み、四川農村における多くの余剰労働力が次第に村→県城→省都→他省へと流出してゆくようになった。そうなれば、故郷に残した片親が単独世帯で暮らさなければならなくなるのである。

(3) 「その他の親族世帯Uターン型をみると、死亡・転出および転入（婚入）による変化が圧倒的多数を占めている。また、核家族世帯からその他の親族世帯への変化型をみると、転入（主に婚入）によっていることになる。」この点ももともとだと言える。

ただし、核家族世帯からその他の親族世帯への変化型（4例）、その他の親族世帯から核家族世帯への変化型（5例）、核家族Uターン型（8例）をみると、両親ともに健在の場合は、息子が妻を迎えてから一時は親との同居生活に入るが、やがて分家して出ていく場合が多い。家によっては、分家と「合家」一旦分家したあと、再び親夫婦との合流という過程が非常に頻繁に行われ、数年間にわたって、数度も繰り返されることも珍しいことではない。たとえ未婚の兄弟がいなくても同様である。このような傾向がポスト生産責任制の導入とほぼ同時期に顕著なものとなり、家庭での生産面の便宜・収入などという利害関係をめぐる嫁姑、息子と親との葛藤が、解放後大きく変わりつつある従来の家族観において、今後もさらなる変貌を遂げてゆくことであろう。

注

(1) 中国の家族における分家とは、もともと一緒に生活していた家族の成員が共有の財産を分けることにより、各自別々に生計を立てるようになるということであって、日本の本家と分家にみられるような歴然とした家格の違いが存在しない。なお、中国語における「本家」という言葉は、宗族を同じくする者を意味するものであり、たとえば、「本家兄弟」ならば、父・伯父・

叔父の息子同士、すなわち同じ祖父をもつ同世代の男子をいうのである。

本稿では、家族の一員がその家から分かれて、別な世帯を構えるという中国語でいう分家という意味で、この言葉を用いることにしている。

(2)四川省社会科学院社会学研究所：67-71. 1986.

(3)内田氏が華北農村で調べた分家の主な理由は次のとおりである。48-72。

- ①「妯娌」兄弟の妻たちの不和によるもの。
- ② 兄弟の不和によるもの。
- ③ 父子の不和によるもの。
- ④ 家族の多数によるもの。
- ⑤ 生活の困難によるもの。
- ⑥ 父（または祖父）の老齢によるもの。
- ⑦ 父母の死によるもの。
- ⑧ 父・母の命令によるもの。

(4)調査村は民国期において、地縁により、白沙沱保・観音灘保・大橋保の3保の管轄下に置かれていた。1保はほぼ100世帯からなっていた。

(5)町の小学校へ通う子供1人の昼食代は、最低でも1元はかかり、大人が安いものをたらふく食べるのに2.5元くらいはどうしても必要である。ちなみに米は1斤につき、1.20元である（1995年の相場による）。

(6)調査地での観察によれば、両親に娘または女性の親族がいれば、「做生」父母の誕生日祝いのおり、服の生地・靴・靴下などのプレゼントをもらうことがある。したがって、一般によほど必要でなければ、息子夫婦には服などを新調してもらえない。筆者の下宿先も例外ではない。おばあさんが着る服・履く綿靴などの多くは「舅嬢」兄弟の妻からもらったものという。娘のいない父母にとって、跡継ぎの息子も大事だが、娘の1人くらいいないと寂しいのはうなずける。

(7)本稿でいう分家とは、あくまで別財・別竈を基準とする。名目上分家した親子でも、事実同じ家に居住したままの場合も少なくはない。もちろん、親夫婦と子夫婦の住む部屋が違う。だが、孫を可愛がって一緒に寝たりすることもありうるし、住居の面ではそれほど厳格に境界線を画することができるかどうか1つの疑問である。一般に、それまで同居していた親子夫婦の場合、もしその親が息子夫婦のために新たな竈を作ろうとすれば、もうそろそろ息子夫婦と別竈で暮らすことを意味するに違いない。

従来の慣習によると、息子夫婦の分家に際して、新たな竈を用意するほか、なべ・茶碗・箸などの炊事道具一式・農具・食糧などを息子夫婦に分け与えることが親のつとめとされるからである。もっとも、息子夫婦の都合で言い出された分家の場合なら、事情が少し異なってくるかもしれない。いずれにしても、分家のおり、まず竈を別にすることは前提条件である。ちなみに、5人の息子をもつある農家の「竈房屋」勝手には、4つの竈が所狭しと並べられているの

を、わたしは目にしたことがある。4男と5男はまだ未婚で、親と同居していた。もしも新居を建てずに、この2人の息子も結婚して分家を求めるならば、その勝手には新たに竈2つが入らねばならぬということにもなりかねない。

(8)内田氏の研究によれば、「分家後父母が長男と同居する場合と、次男・三男などと同居する場合と、さらに末子と同居する場合とがあり、従ってそこには特定のものが父母の『責任をもつ』と言ったことは必ずしもなく、家族のいろいろな条件に応じて決定されるものと見ることができる。……家屋が父母の従前居住していたものであるということや、また兄弟の経済的な条件の良否や、また抽籤による兄弟の家屋の取得決定にともなって、父母が兄弟のいずれと同居するかが決定せられることもあり、さらにまた『母の希望によった』とか、また兄弟の妻のうち一人を特に愛したからとか、とにかく父母自身の考え方によって決定せられるものもあるわけである。……『兄が一番上だから責任をもつ』とか、あるいは『長男は父母を養わねば人に笑われる』などと、長男が父母と同居すべきことを説くものもなきにしもあらずである。」と述べている。

(9)内田智雄

(10)蕭紅燕：16-20 1995.

(11)妻方居住婚について、第4章 婚姻と婚姻観の変容 第2節 婚姻パターンの変化4.「男到女方」妻方居住婚を参照。

(12)同上：270-274.

(13)竹田旦 1969.

(14)1980年9月に採択された中国の新たな『婚姻法』第22条によると、「負担能力を有する祖父母・外祖父母は、父母が死亡した未成年の孫・外孫に対して扶養の義務を負う。負担能力を有する孫・外孫は、子女が死亡した祖父母・外祖父母に対して扶養の義務を負う」と定められている。祖父母・外祖父母と孫・外孫は3代以内の直系親族であり、その親密さのほどは父母・次女に次ぐものである。だが、一般的に言って、父母は子女が扶養し、子女は父母が扶養するものとされ、祖父母と孫の間に権利・義務関係は生じないのである。

祖父母と孫の間に扶養が発生する条件について、1984年、最高人民法院によってさらに以下の解釈をつけ加えられた。第1に、負担能力を有する祖父母・外祖父母は、父母の一方が死亡し、他方が確かに負担能力をもたないか、あるいは父母双方がいずれも扶養能力を喪失した未成年の孫・外孫に対して、扶養義務を負うべきである。第2に、負担能力を有する孫・外孫は、子女が死亡し、または子女が確かに扶養能力をもたない祖父母・外祖父母に対して、扶養義務を負うという内容の補足的規定である。陳明俠：202. 1990.

(15)清水浩昭：157-158. 1992.

(16)1951年、『中華人民共和國土地改革法』および中央人民政府政務院『農村における階級区分法に関する規定』に基づいて、豊都県で土地改革が行われた。それまでに土地を持たなかった農民に対して、「耕者有其田」耕す者に土地を与えるようになった。その階級区分は以下の通り

である。

- ①「雇農」雇われ百姓(年ぎめ・月ぎめ・日雇いのような無産階級)
- ② 貧農
- ③「佃中農」小作中農
- ④ 中農
- ⑤「佃富農」小作富農
- ⑥ 富農
- ⑦「小土地出租」小規模の土地貸出し
- ⑧ 商工業者兼地主
- ⑨ 地主
- ⑩ その他

このような階級区分の基準はのちになると、さらに改定された。同じ中農においても、「上中農」やや上レベルの中農と「下中農」やや下レベルの中農の区別などがなされるようになった。

- (17)「送飯」出生祝い、おおかた子が生まれてから10-14日以内に、母方親族を中心とする儀礼である。嫁の実家にとって、娘の結婚に次ぐ二番目に費用のかかる時だという。詳しくは蕭紅燕「中国四川省東部農村の家族と婚姻--長江上流域豊都県の事例研究--」を参照。
- (18)「接班」とは、親が国営企業に勤務する場合、死後、その子供は男女をとわず、1人が親の生前つとめていた職場に就職することができるという制度をいう。さらに、親が定年退職になってからも、自分の子を仕事に接がせることもできる。もし成人した子がなかなか仕事につかないならば、親がまだ現役の身でありながら、繰り上げて退職し、自分のポストにわが子を接がせることも有りうる。これを「頂替」という。1980年代までは、農村出身者にとって、農業から離れるために、進学・婚姻のほか、親に勤務先があれば、「接班」はもっとも手取り早い方法であったと言えよう。ただし、場合によっては、親の仕事を接ぐには、学歴(中卒)など幾つかの条件が必要な場合もありうる。
- (19)人口の移動をするには、戸籍登録をする必要がある。人口は、都市戸籍の非農業人口と農村戸籍の農業人口とに大別される。したがって、農民によって、戸籍の移転においては、「農転非」農業人口から非農業人口への転換・「農遷農」農業人口から農業人口(異なる地域)への遷移という2種類がある。
- (20)1石の米は120斤(60キロ)に相当する。したがって、作柄がよく、20石の米があれば、さらに芋・とうもろこし・じゃがいもなどの雑穀を加えることにより、6人家族の年間にわたる食糧は何とか賄えるわけである。しかし、事例6隆世武の家が代々土地を増やそうと懸命に働くのに対して、もう1軒の隆姓、隆仲良家では、隆姓の族長であり、近隣村で村塾の教師であった父がアヘン無しではいられないので、解放直前までとうとう20石の土地を手放してしまった。そのため、解放後、1951年の土地改革のおり、隆世武家は土地を持っていたため、小作中農と

評定されたが、もう一方の隆家は貧農であった。

- (21)『豊都県志』(1991年)によれば、1958年9月、豊都県で16余万人の労働力を動員して鉄鋼作りに集中していた。その結果、県内で44の「製鉄所」が相次いで出現したが、1962年になると、廃止することとなった。調査地における当時の青・壮年たちが2-4年間、みな包巒郷へ行くように命じられ、そこで鉄鋼作りに精を出していたという。鉄鋼を作るのに、各家庭の釜まで持ち出されてしまった。人民公社化するようになってから、集落・村ごとに「公共食堂」大衆食堂がもうけられ、村人たちは老若男女をとわず、1日3食そこで食べるほかはなかった。大衆食堂のことを、地元では「伙食団」という。ひどい栄養不良のため、むくみに苦しむ者も多く、どの集落にも餓死者が出たそうだ。

参考文献

1. 内田智雄『中国農村の分家制度』岩波書店 1956.
2. 四川省社会科学院社会学研究所『四川省農村家庭調査資料集』1986.
3. 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社 1967.
4. 清水浩昭『高齢化社会と家族構造の地域性--人口変動と文化伝統をめぐって--』時潮社 1992.
5. 蕭紅燕「中国四川省東部農村の家族と婚姻--長江上流域豊都県の事例研究--」(学位論文)1995.
6. 蕭紅燕「四川東部農村における他省への婚出」『東洋大学大学院紀要』第32集：111-121. 1995.
7. 蕭紅燕「村の移住伝説--長江上流域の事例研究--」『比較民俗研究』12号：90-123. 1995.
8. 蕭紅燕「四川農村の姻戚関係--調査事例による考察--」『白山社会学研究』第5号(印刷中) 1996.
9. 蕭紅燕「四川東部農村の妻方居住婚」『白山人類学』第4号：69-88. 1996.
10. 末成道男「社会結合の特質」橋本萬太郎編『漢民族と中国社会』民族の世界史5 1983.
11. 竹田旦『民俗慣行としての隠居の研究』未来社 復刻版 1992.
12. 陳明俠著/黒木三郎監修/西村幸次郎・塩谷弘康共訳『中国の家族法』敬文堂 1990.
13. 費孝通著/横山廣子訳『生育制度--中国の家族と社会--』東京大学出版会 1985.
14. 費孝通・張之毅著『雲南三村』(旧著重刊)社会学叢書 天津人民出版社 1990.
15. M・フリードマン著/田村克己ほか訳『中国の宗族と社会』弘文堂 1987.
16. 李景漢『北京郊区鄉村家庭生活調査札記』生活・読書・新知三聯書店 1981.